2019.6 改訂版

運行管理規程

事業所名

第１章 総 則

（目的）

第１条　この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という）の運行の安全管理および事業遂行に必要な運転者および運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対して行う指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

（管理者の選任等）

第２条　管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命する。

２　選任した管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底する。

３　管理者を選任したときおよび選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。

４　管理者を同一営業所に２名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命する。

５　選任した統括管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示し、全員に周知徹底する。

（補助者の選任等）

第３条　補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者または国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了した者のうちから代表者が任命する。

２　選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示し、周知徹底する。

３　統括運行管理者または運行管理者は、補助者に対し指導および監督を行うものとする。

（運行管理の組織）

第４条　運行管理の組織は、次のとおりとする。

（１）管理者は担当役員の指示により運行管理業務全般について処理する。

（２）統括管理者を選任する営業所にあっては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括する。

（３）統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行する。

（４）補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行う。

（５）営業所と車庫が離れている場合は、管理者または補助者が十分な管理を行える体制を樹立すること。

（６）管理者は乗務員に対し、法令、社内規則および管理者または補助者の指示を忠実に遵守させ、運行の安全確保に努めさせなければならない。

（７）運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとする。

（管理者および補助者の勤務時間等）

第５条　管理者および補助者の勤務時間は就業規則の定めによる。ただし、車両の運行中は必ず管理者または補助者は、営業所で執務していなければならない。

　　２　管理者を同一営業所に２名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならない。

（管理者と補助者との関係）

第６条　管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲およびその執行方法を明確に指示を行う。

２　補助者は、運行管理に関し処理した事項を速やかに管理者に報告する。

３　管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負う。

４　管理者は、補助者に対する指導および監督を行う。

第２章　権限および職務

（権限）

第７条　管理者は、本規定に定める職務を遂行するために必要な権限を有する。

２　管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上長に助言することができる。

　　上長は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

（職務）

第８条　管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第２０条に規定する事項および本規定に定めるところに従い、誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

２　統括管理者を選任する営業所にあっては貨物自動車運送事業輸送安全規則第２０条に規定する事項および本規程に定めるところに従い、誠実に運行管理者の業務を統括する。

第３章　業務の処理基準

（選任運転者以外の運転禁止）

第９条　管理者は、運転者として選任された者以外の者および無資格者に車両を運転させてはならない。

（運転者の確保）

第１０条　管理者は、運行の安全を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努める。

２　管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力する。

（運転者台帳）

第１１条　管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握および指導の際に活用する。

（１）作成番号および作成年月日

（２）事業者の氏名または名称

（３）運転者の氏名、生年月日および住所

（４）雇入れ年月日および運転者に選任された年月日

（５）道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許の番号および有効期限

ロ　運転免許の年月日および種類

ハ　運転免許に条件が付されている場合は、その条件

（６）事故（道路交通法第６７条第２項および自動車事故報告規則第２条に規定する事故）を引き起こした場合または道路交通法第１０８条の３４の規定による通知を受けた場合は、その概要

（７）運転者の健康状態

（８）本規程第１４条第２項の規定に基づく指導の実施および第１４条第２項に基づく

　　　適性診断の受診の状況

（９）運転者の写真

２　運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日および理由を記載のうえ、３年間保存する。

（事故の記録）

第１２条　管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善および運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第６７条第２項および自動車事故報告規則第２条の規定による事故をいう。）

（１）乗務員の氏名

（２）自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示

（３）事故の発生日時

（４）事故の発生場所

（５）事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

（６）事故の概要

（７）事故の原因

（８）再発防止対策

２　事故の記録は、当該営業所において３年間保存すること。

（乗務員の服務規律の徹底）

第１３条　管理者は、運行の安全および服務について乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図る。

（乗務員の指導監督）

第１４条　管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止および荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導および監督の方針」（平成１３．８．２０付け国土交通省告示第１３６６号）に従い実施するものとする。

この場合、その日時、場所および内容並びに指導監督を行った者および受けた者を記録し、その記録を営業所において３年間保存すること。

２　死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇入れた者および高齢（６５歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせる。（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号（入院１４日以上で医師の治療期間が３０日以上の障害等）、第３号（入院１４日以上の障害等）または第４号（医師の治療期間が１１日以上の障害等）をいう。）

３　管理者は乗務員に対して、非常用信号用具および消火器の取扱いについて適切な指導をする。

（点呼の実施）

第１５条　管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行う。

２　酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。

３　勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行う。

（乗務前点呼）

第１６条　管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号について報告を求め、運行の安全を確保するため必要な指示をしなければならない。

（１）原則として、個人別に行うこと。

（２）出発の１０分程度前に行うこと。

（３）営業所の定められた場所で行うこと。

（４）日常点検の結果および運行の可否を確認すること。

（５）酒気帯びの有無を確認すること。

（６）運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察して服務の適否を決定すること。

（７）酒気帯びが確認されまたは健康状態が運転に不適切と認められ、若しくはその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。

（８）運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況および生活状況等に照らして安全運行に必要な指示および注意を行うこと。

（９）運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書等の用紙を運転者に渡すこと。

（１０）その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

２　管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交代するときは引継ぎを確実に行うこと。

（１）点呼執行者の氏名

（２）運転者の氏名

（３）乗務する車両の登録番号または識別できる記号（社内呼び記号等）

（４）点呼日時

（５）点呼の方法

イ．アルコール検知器の使用の有無

ロ．対面でない場合は具体的方法

（６）酒気帯びの有無

（７）運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

（８）日常点検の状況

（９）指示事項

（１０）その他必要な事項

（乗務後点呼）

第１７条　管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）で乗務後の点呼を行う。

（１）帰着後、速やかに行うこと。

（２）営業所の定められた場所で行うこと。

（３）酒気帯びの有無を確認すること。

（４）車両、道路および運行の状況について報告を受けること。

（５）安全運行を確保するため必要と認められた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。

（６）乗務記録その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。

（７）原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。

（８）他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路および運行の状況の通告について報告を求めること。

２　管理者は点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。

（１）点呼執行者の氏名

（２）運転者の氏名

（３）乗務する車両の登録番号または識別できる記号（社内呼び記号等）

（４）点呼日時

（５）点呼方法

イ．アルコール検知器の使用の有無

ロ．対面でない場合は具体的方法

（６）車両、道路および運行の状況

（７）交替運転者に対する通告

（８）酒気帯びの有無

（９）その他必要な事項

３　管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者または整備管理者に関係のある事項は、それぞれの関係者に通知または適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理する。

（行先地点呼）

第１８条　管理者は、乗務の開始地または終了地が営業所以外の地であるため、乗務前または乗務後の点呼、報告および指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については営業所に備えるアルコール検知器を携行させて行う。

（乗務途中の点呼）

第１９条　管理者は、乗務前および乗務後に点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも１回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、車両の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

（１）酒気帯びの有無および疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることが出来ないおそれの有無。

２　管理者は点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。

（１）点呼執行者の氏名

（２）運転者の氏名

（３）乗務する車両の登録番号または識別できる記号（社内呼び記号等）

（４）点呼日時

（５）点呼の方法

イ．アルコール検知器の使用の有無

ロ．対面でない場合は具体的方法

（６）酒気帯びの有無

（７）運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

（８）指示事項

（９）その他必要な事項

３　前項の乗務を行う場合は、運行指示書を作成し、これに基づき運転者に運行の経路、安全上の注意箇所、休憩地点・時間等について指示するとともに当該運行指示書を携行させなければならない。

４　管理者は、乗務途中点呼の結果、運転者または整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知または適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理する。

（２地点間を定時で運行するＧマーク営業所間の点呼）

第２０条　２地点間を定時で運行する定型的な業務形態にあるＧマーク営業所間で、運行管理者等による対面により点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

（１）点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

（２）同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

（３）他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

(４) 日常点検の結果に基づく運行可否決定については、運転者が所属する営業所の整備管理者等が実施するものとする。

（同一敷地内でのグループ企業間での対面による点呼）

第２１条　運輸支局へ報告書を提出した同一敷地内でのグループ企業間での点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

1. 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
2. グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
3. 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
4. 日常点検の結果に基づく運行の可否の決定については、運転者が所属する営業所の整備管理者等が実施するものとする。

（ＩＴ点呼）

第２２条　運輸支局へ報告書を提出した事業所間又は営業所と車庫間でＩＴ点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

（１）点呼等の内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

（２）ＩＴ点呼を行う営業所（以下「ＩＴ点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、ＩＴ点呼実施者の名前、ＩＴ点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

（３）ＩＴ点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被ＩＴ点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、ＩＴ点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

（４）日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、運転者が所属する営業所の整備管理者等が実施するものとする｡

（受委託点呼：受託営業所）

第２３条　受委託点呼は、業務の管理の受委託に係る契約を結び、所轄の運輸局長の許可を受けて行わなければならない。

２　受委託点呼実施者は、選任した運行管理者及び補助者の中から、役員が任命する。

３　受委託点呼実施場所は、受託委託契約書で定める場所とする。

４　受委託点呼実施場所には、委託営業所への緊急連絡体制表を備え付けておくこと。

５　受委託点呼実施者は、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器等を用いて行うこと。

６　受委託点呼実施者が全て不在など受委託点呼ができない場合は、代表者等は直ちに委託営業所へ連絡すること。

７　受委託点呼実施者は、委託営業所から提出を受けた予定表に基づき、受委託点呼を受ける運転者の運転者名簿の写し、直近の健康診断結果の概要、病歴及び服用薬が分かる資料をあらかじめ用意しておくこと。

８　乗務前点呼

（１）運転者から、前日の勤務状況が分かる書類等、点呼当日の運行計画に係る書類等、運転免許証、乗務に係る自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）の提示を受けること。

（２）運転者から、日常点検の結果の報告を受けること。

（３）運転者から心身状況を聴取するとともに、目視等で外見的健康状態及び服装を観察し、運転者の疾病、疲労等の状況を判断すること。

（４）運転者の酒気帯びの有無について確認すること。

（５）提示書類等により法令違反を発見したとき、健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申出があった場合等当該運転者に運行を認めることが不適切と認められる場合は、緊急連絡体制表に従い委託営業所に連絡すること。

（６）発着地等において気象等の警報が発令されたり、災害等により経路に大規模な交通規制がかけられた場合は、受委託点呼実施者は、緊急連絡体制表に従い委託営業所に連絡すること。

９　乗務後点呼

（１）運転者から、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況について報告を受けること。

（２）他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対する乗務に係る自動車、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。

（３）運転者の酒気帯びの有無について確認すること。

１０　点呼の実施記録

受委託点呼を行った場合は、点呼の実施結果を記録し、その写しを運転者に手交するとともに、当該記録の原本は１年間保存すること。

（受委託点呼：委託営業所）

第２４条　受委託点呼は、業務の管理の受委託に係る契約を結び、所轄の運輸局長の許可を受けて行わなければならない。

２　受託委託契約書で定めた時間の間の対面点呼について、運転者に対し受委託点呼を受けさせることができる。

３　運行管理者は、受委託点呼回数を含んだ営業所の総点呼回数の３分の１以上の点呼を行わなければならない。

４　運行管理者は、緊急連絡体制表、受委託点呼の対象とする運転者名簿の写し、直近の健康診断結果の概要、病歴及び服用薬が分かる資料を受託営業所に提出すること。

５　運行管理者は、受託委託契約書で定める曜日までに、翌週に受委託点呼を受ける運転者の予定表（運転者名、日付、予定時刻及び乗務前・乗務後の別を記載）を受託営業所に提出するとともに、当該運転者に配布し、受委託点呼を受けることを指示すること。

６　運行管理者は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、電話等で当日の運行計画を指示すること。

７　運行管理者は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、受委託点呼前日の勤務状況が分かる書類等及び点呼当日の運行計画に係る書類等を作成して渡すとともに、運転免許証、乗務に係る自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）を携行させ、これらの書類等を受委託点呼実施者に提示するよう指示すること。

（点呼記録の保存）

第２５条　管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から１年間保存する。

（アルコール検知器の有効保持）

第２６条　管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持する。

（過労防止の措置）

第２７条　管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間および乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させる。

　　　　　なお、乗務員の勤務時間および乗務時間は、休憩または睡眠のための時間および勤務が終了した後の休憩のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成１３．８．２０付け告示第１３６５号）に適合するものでなければならない。

２　管理者は、乗務員の休憩、または睡眠に必要な施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておく。

３　管理者は、酒気を帯びている乗務員を車両に乗務させてはならない。

４　管理者は、疾病、疲労、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶりおよび睡眠不足等により安全な運転をし、またはその補助をすることができないおそれがある乗務員を車両に乗務させてはならない。

５　管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路および運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所または時間を具体的に指示する。なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。

６　管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所およびそれぞれの時間を指示する。

７　特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が１００キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定める。

（１）主な地点間の運転時間および平均速度

（２）休憩または睡眠をする地点および時間

（３）交替運転者を配置したときはその交替する地点および時間

８　運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は１４４時間を越えないものとする。

（乗務記録）

第２８条　管理者は、乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させる。

　　　　　ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、（３）から（５）については、乗務基準どおりに運行した旨を記入すればよい。

（１）運転者の氏名

（２）乗務した車両の登録番号または識別できる記号（社内呼び記号等）

（３）乗務の開始および終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点および乗務した距離

（４）運転を交替した場合は、その地点および日時

（５）休憩または睡眠をした場合は、その地点および日時

（６）車両総重量が８トン以上または最大積載量が５トン以上の車両に乗務した場合は、

　　　次に掲げる事項

イ．貨物の重量または個数、ならびに積載状況

ロ．荷主の都合により集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

　　なお、待機については、到着から出発までの時間のうち、業務（荷積み・荷卸し・附帯作業等）および 休憩時間を控除した時間が３０分以上の場合に記載する

［１］集貨地点等

［２］集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

［３］集貨地点等に到着した日時

［４］集貨地点等における荷積みまたは荷卸しの開始および終了の日時

［５］集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始および終了の日時

［６］集貨地点等から出発した日時

ハ．集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が１時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項を記入するものとする。

　［１］集貨地点等

　［２］荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時

　［３］荷主が集荷地点等及び荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時について

確認した場合にあっては、その旨

　［４］集貨地点等及び荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時について荷主の

確認が得られなかった場合にあっては、その旨

（７）道路交通法第７２条第１項に規定する交通事故および自動車事故報告規則第２条に規定する事故または著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要および原因

（８）その他記録するよう指示した事項

２　管理者は、前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行う。

３　運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を乗務記録に記録させる。

４　管理者は、乗務記録を記録の日から１年間保存する。

（運行記録計による記録）

第２９条　管理者は、輸送安全規則第９条の１の基準に適合する運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させる。

２　管理者は、記録内容を検討し運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し注意を与える等指導監督を行う。

３　管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならない。

４　管理者は、記録用紙を記録の日から１年間保存する。

（運行指示書による指示等）

第３０条　管理者は、乗務前および乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、およびこれを運転者に携行させる。

（１）運行の開始および終了の地点および日時

（２）乗務員の氏名

（３）運行の経路並びに主な経過地における発車および到着の日時

（４）運行に際して注意を要する箇所の位置

（５）乗務員の休憩地点および休憩時間（休憩がある場合に限る。）

（６）乗務員の運転または業務の交替の地点（運転または業務の交替がある場合に限る。）

（７）その他運行の安全を確保するために必要な事項

２　管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第１号または第３号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第４号から第７号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、および当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

３　管理者は、第１項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第３項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第１号各号に記載した運行指示書を作成し、および これにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

４　管理者は、運行指示書およびその写しを運行の終了の日から１年間保存する。

（事故発生時の措置）

第３１条　管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底する。

（１）負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。

（２）事故の拡大防止の措置を講ずること。

（３）警察官に報告し、指示を受けること。

（４）管理者に緊急連絡し、指示を受けること。

２　管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置する。

（１）直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。

（２）軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況および原因等を調査すること。

（３）できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。

（４）現場において貨物の運送の継続または返送の措置をするとともに、代替輸送が

必要なときは、その措置を講ずること。

（５）貨物の保全を期すること。

（６）重大な事故のときは直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。

（７）関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。

３　管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生の場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。

４　管理者は、発生した事故が重大事故（自動車事故報告規則第２条各号に規定する事故）に該当する場合には、自動車事故報告規則に基づく適切な措置が行われるよう努める。

（事故防止対策）

第３２条　管理者は、事故防止対策を講ずるため、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

（１）事故（軽微な事故を含む）については、その内容、原因等を記録して資料（カラー写真等）を整理しておくこと。

（２）道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立する。

（異常気象時等の措置）

第３３条　管理者は、異常気象時等について次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずる。

（１）降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。

（２）気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。

（３）ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。

（４）運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

（講習）

第３４条　管理者は、２年ごとに基礎講習または一般講習（新たに選任された管理者であって、基礎講習を受講していない場合は、基礎講習）を受講するものとする。

２　管理者および補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならない。

（１）車両の運転に関すること。

（２）車両の構造・装置および取扱い等に関すること。

（３）貨物の積載および固縛方法等に関すること。

（４）積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状および取扱い等に関すること。

（５）運転者の健康管理に関すること。

（６）事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。

（７）道路の構造および簡単な地質、地盤の強度に関すること。

（８）運行計画作成の知識、技能に関すること。

（９）気象情報に関すること。

（１０）非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。

（１１）運転者の運転適性診断に関すること。

（１２）道路交通関係の法令に関すること。

（１３）自動車損害賠償責任保険に関すること。

（１４）その他必要な知識（関係法令等）

（危険物等の輸送上の措置）

第３５条　管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずる。

（１）乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法および運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。

（２）配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

（保安基準緩和車両等の運行上の措置）

第３６条　管理者は、保安基準緩和認定車両および制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

（１）運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。

（２）前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。

（３）運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造および重量、高さの限度等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

附則

（実施の期日） 本規程は、　　　　　年　　　月　　　日から　実施する。

（別表）

　運行管理者の選任者数（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業用自動車の車両数（被けん引車を除く） | 運行管理者数 |
| ２９両まで | １人 |
| ３０両　～　　５９両 | ２人 |
| ６０両　～　　８９両 | ３人 |
| ９０両　～　１１９両 | ４人 |
| １２０両　～　１４９両 | ５人 |
| １５０両　～　１７９両 | ６人 |
| １８０両　～　２０９両 | ７人 |
| ２１０両　～　２３９両 | ８人 |

以下、車両数が３０両増すごとに、運行管理者１名を加算する。

（別添）　運行管理の組織図（第４条関係）

代表者

営業所長

統括運行管理者

運行管理者

運転者

一般社団法人　三重県トラック協会